

「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令案」及び「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律の実施に関するガイドライン改正案」に関する意見募集について（概要）

令和 5 年 9 月 1 9 日
法務省大臣官房司法法制部

1 趣旨

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 1 7 号。以下「改正法」という。）により、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成 1 6 年法律第 1 5 1 号。以下「法」という。）が改正され、認証紛争解決手続において成立した和解に基づく強制執行を可能とする制度が創設されたこと等に伴い、「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律施行規則（平成 1 8 年法務省令第 5 2 号。以下「規則」という。）」及び「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律の実施に関するガイドライン（以下「ガイドライン」という。）」について、所要の改正を行うもの。

2 改正の概要

(1) 規則の改正

- ① 紛争の当事者に対する説明事項として、規則第 1 3 条に「特定和解の成立により認証紛争解決手続が終了した場合における当該手続に係る手続実施記録の保存期間並びに当該手続実施記録の閲覧及び謄写又は複写に関する手続の有無及びその概要」（同条第 1 項第 5 号）を追加する。
- ② 事業報告書の様式（規則別紙様式第 7 号）中、第 9 面の「終了事由の別」に特定和解の成立数の記入欄を追加する。

(2) ガイドラインの改正

① 法第 6 条第 5 号関係

ガイドライン 2 (5) のイ (イ) の「和解内容に関する法律上の問題」の例として、執行拒否事由（改正後の法第 2 7 条の 2 第 1 1 項）を踏まえた例の記載を追加するとともに、同エ (ア) の手続実施者が弁護士の助言を受けべき場合に該当するかどうかを適切に判断することができるような基準及び判断の手順の整備に該当する例の記載に和解に関する記載を追加する。

② 法第 6 条第 7 号関係

ガイドライン 2 (7) に、和解の仲介を行う紛争の範囲に執行決定に関する規定の適用除外となる特定和解（改正後の法第 2 7 条の 3 第 1 号から第 3 号まで）に係る紛争以外の紛争が含まれる場合にあっては、「開始から終了に至るまでの標準的な手続の進行」には、特定和解が成立した場合の

当該特定和解の内容を記載等した書面等の作成に関する事項又は和解に基づいて民事執行をすることができる旨の合意を手続において取り扱わないこととするもののいずれかが含まれる旨の記載を追加するとともに、改正後の法第27条の2第2項第1号及び第2号の書面等に該当する例及び紛争の当事者が当該書面等を紛失した場合の措置の例の記載を追加する。

③ 法第7条関係

民法の一部を改正する法律（平成30年法律第59号）により婚姻による成年擬制の規定が削除されたことに伴い、記載の一部を削除する。

④ 法第16条関係

ガイドライン10(3)に、特定和解の成立により認証紛争解決手続が終了した場合の手続実施記録の保存期間に関する記載を追加する。

⑤ その他

その他、用語の整理等、所要の修正を行う。

3 施行期日

改正法附則第1条本文に規定する日（改正法の公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日）から施行する。